

「国スポ・障スポおもてなし！市町村おすすめ県産品PR」業務委託仕様書

1 業務の名称

「国スポ・障スポおもてなし！市町村おすすめ県産品PR」業務委託

2 業務の目的

国スポ・障スポ開催に向けて来県者へのおもてなしを図るため、県内26市町村がおすすめする県産品（以下「おすすめ県産品」という。）をパンフレット等で一覧化し、来県者がお土産を選びやすい環境を整備する。

3 業務委託の内容

おすすめ県産品を広く周知でき、その魅力が具体的に伝わるパンフレット及びWebサイトの特設ページ（以下「パンフレット等」という。）を制作する。

(1) おすすめ県産品の選定

県内の市町村がリストアップした県産品に係る情報をもとにパンフレット掲載用に各市町村ごとに1品目、Webサイトの特設ページ掲載用に各市町村ごとに2～3品目（パンフレット用の1品目を含む）、掲載するおすすめ県産品を選定する。

なお、県産品の選定に当たっては、来県者が実際に購入可能な県産品の中から、受託者において優先順位をつけた上で、本県ゆかりのスポーツ選手やみやぎき大使などの著名人等の意見を聴取し、県と協議すること。

※ 各市町村へのリストアップ依頼は県が行う。

(2) 写真の撮影や紹介文の作成

パンフレット等に掲載する県産品を製造する事業所等に出向き、掲載商品の写真撮影や取材等を行い、掲載商品に係る紹介文を作成すること。なお、パンフレット等への商品の掲載及び撮影、内容の校正等にかかる事業者への承認及び調整については、受託事業者において行うこと。

(3) パンフレットの作成

ア 規格

主に競技会場で配布するため、携帯しやすいサイズ（A5サイズ）を想定しているが、提案においてはそれ以外も認める。

デザインについては、中とじに限らず、巻き折りも可能とする。

色はカラーとし、紙質については提案をベースに県と協議の上、決定する。

イ 部数

50,000部以上

ウ パンフレットの構成

次の項目を掲載するが、それ以外に掲載する情報については提案によることとし、中とじとする場合はページ数を、巻き折りとする場合は広げた際及び閉じた際の用

紙サイズ等についても併せて提案すること。

- ・表紙
- ・おすすめ県産品（26市町村×1品、写真及び説明文、購入可能店舗）
- ・Webサイト特設ページへの案内QRコード
- ・おすすめ県産品の選定にかかわった著名人の写真等（掲載する写真の確保や掲載許可の取得等については、受託者において行うこと。（4）も同じ。）

(4) Webサイト特設ページの制作

国スポ・障スポ特設サイトの「おもてなし」からリンクするかたちで、次に掲げる内容の特設ページ（PC及びスマホ用の両方）を新たに立ち上げるとともに、県の指示により、商品情報の更新等を行うこと。

ア (1)により選定したおすすめ県産品を紹介すること。

イ 階層をできるだけ少なくすること。

ウ おすすめ県産品を取り扱う事業者のHP等にリンクが設定されていること。

エ 国スポ・障スポ特設サイトと親和性の高いデザインとすること。

オ 商品の選定に関わった著名人の写真やコメントも掲載すること。

カ 特設サイトを掲載するサーバについては提案者が準備すること。なお、国スポ・障スポ終了後の令和9年度中に当該ページは閉鎖することに留意すること。

(5) 納品について

パンフレットは2月12日（金）までに、国スポ・障スポ局に2,000部、国際・経済交流課に500部を納品し、残りは下記(6)に発送すること。

ただし、Webサイトの特設ページについては、年内に一部を先行して開設及び公開し、情報を追加させながら随時更新していくこと。また、契約満了日まで更新等に対応すること。

(6) パンフレットの発送

26市町村役場、県内宿泊施設、競技会場最寄り駅、大会会場、宮崎ブルーゲンビリア空港等の多くの来県者にPRできる施設（約500カ所）に発送すること。

なお、各施設等への納品数については県と協議すること。

4 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。受託者は、納品する成果品について、著作者人格権を行使しないこととする。なお、本成果物の制作に本契約に関係なく従前から受託者または第三者に帰属している著作物を利用する場合は、当該著作物の著作権に関しては受託者または第三者に留保される。

(2) 権利関係の処理

- ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- イ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- エ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

5 成果品

(1) パンフレット

- ア 成果品（50,000部以上）
- イ パンフレットの電子データ
印刷用の高画質電子データ（PDF）、HP掲載用の電子データ（PDF）、編集するための電子データ（ai）、イラストデータ及び今回の取材で得た画像データ。

(2) 特設ページ

- ページデータ、制作データ一式、外部サイトリンク用バナー（画像データ）

6 その他

- (1) 契約締結後速やかに着手し、本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本業務における資料・根拠等は全て明確にしておくこと。
- (3) 本業務にかかる委託料は、その他の事業費への流用をしないこと。
- (4) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (5) 本仕様書に明記されていないこと及び業務上生じた疑義については、県と協議して定めること。